

○飯塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要
綱

平成25年7月31日
飯塚市告示第222号
改正 H30-197

(目的)

第1条 この告示は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民票の写しで戸籍の表示(外国人住民については、国籍、地域、中長期在留者等の在留区分、在留カード等の番号又は在留資格等の在留情報)が記載されたもの
- (2) 住民票に記載をした事項に関する証明書で戸籍の表示(外国人住民については、国籍、地域、中長期在留者等の在留区分、在留カード等の番号又は在留資格等の在留情報)が記載されたもの
- (3) 戸籍の附票の写し
- (4) 戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(改製原戸籍及び除籍を除く。)

2 この告示において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2(第2項を除く。)(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等を請求する者

(H30-197一改)

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申込みの日において、住基法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳から削除された者は本人通知制度の対象としない。

(H30-197一改)

(事前登録の申込み等)

第4条 前条の対象となる者のうち、本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ飯塚市本人通知制度事前登録申込書(以下「申込書」という。)により、市長に登録(以下「事前登録」という。)の申請をしなければならない。

2 代理人により前項の申請をしようとするときは、次の各号に定める代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、市に備え付けの公簿等の記載又は記録により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

3 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、委任状を省略することができる。

(1) 代理人と申込者が同一世帯員又は同一戸籍の場合

(2) 市内の各種団体、法人又は組合(以下「各種団体等」という。)に所属する申込者が、その各種団体等から選出された代理人に自ら署名した申込書を提出し、その代理人により申請する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき

4 第1項の申請は、次に掲げる方法によることができる。

(1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便により送達する方法

(2) 市内で開催される各種会議、研修会、講演会等の会場において、市職員に申込書を提出する方法

(H30-197一改)

(事前登録等)

第5条 市長は、登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を講じるものとする。

(H30-197一改)

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、登録期間中に氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、事前登録(変更・廃止)届出書により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(H30-197一改)

(住民票の写し等交付通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により、事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、飯塚市住民票の写し等交付通知書により、当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項

3 第1項の規定による通知は、住民票の写し等を交付した日から起算して30日を経過する日を標準として行うものとする。

(H30-197一改)

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

- (1) 第6条の規定による変更の届出がないとき、又は廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 事前登録者が住民登録を市外へ異動したとき。
- (5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(H30-197繰上)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(H30-197繰上)

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、同年9月1日から施行する。

附 則(平成30年7月20日 告示第197号)

この告示は、告示の日から施行する。